

改正

昭和48年3月12日条例第4号
昭和49年6月18日条例第8号
昭和51年3月18日条例第4号
昭和54年11月21日条例第15号
昭和56年10月13日条例第26号
昭和57年2月19日条例第1号
昭和63年6月23日条例第8号
平成元年3月31日条例第16号
平成9年3月27日条例第8号
平成12年3月16日条例第22号
平成19年3月26日条例第17号
平成25年3月26日条例第27号
平成25年12月25日条例第49号
平成26年3月26日条例第7号
平成29年12月22日条例第33号
平成31年3月22日条例第8号
令和元年9月26日条例第25号
令和元年12月18日条例第50号

阿見町水道事業給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第9条—第16条）
- 第3章 給水（第17条—第23条）
- 第4章 料金及び手数料（第24条—第34条）
- 第5章 取締（第35条—第40条）
- 第6章 貯水槽水道（第41条・第42条）
- 第7章 布設工事監督者及び水道技術管理者（第43条—第45条）
- 第8章 補則（第46条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、阿見町水道事業の給水について料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 阿見町水道事業の給水区域は、阿見町全域とする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 「一般用」とは、一般家庭、官公署、学校、病院、工場、事業場及び次号に属しないその他のものにおいて使用するものをいう。
- (3) 「営業用」とは、料理飲食店、劇場、娯楽場等営業に使用するものをいう。
- (4) 「定例日」とは、料金算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置の所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため町内に居住する代理人をおかなければならない。

(総代人の選定)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は総代人を選定し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水管を共有するとき。
- (2) その他町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の総代人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、従業者等の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第8条 給水装置の使用人は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な処置を町長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求がなくても町長がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、町長の認定によってこれを徴収しないことができる。

第2章 給水装置の工事及び費用

(構造及び材質)

第9条 給水装置の構造及び材質は、町長が別に定めるところによる。

2 町長は、給水装置の構造及び材質が前項で定める基準に適合していないと認めたときは、給水契約の申込みを拒むことができる。

3 町長は、現に使用する給水装置の構造及び材質が第1項の基準に適合しなくなったと認めるときは、

その基準に適合させるまで給水を停止することができる。

(給水装置の新設等の申込み)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、町長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事の施行)

第11条 給水装置の工事は、町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。以下同じ。）を受け、かつ、竣（しゅん）工後に町長の検査を受けなければならない。

(加入分担金の納付)

第11条の2 給水装置の新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から次の表に定める金額に100分の110を乗じて得た額（以下「加入分担金」という。）を徴収する。ただし、改造する場合の加入分担金の額は、新口径に応ずる加入分担金の額と旧口径に応ずる加入分担金の額の差額とする。

メーターの口径	加入分担金
13ミリメートル	40,000円
20ミリメートル	80,000円
25ミリメートル	150,000円
30ミリメートル	250,000円
40ミリメートル	500,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル	1,500,000円
100ミリメートル	3,000,000円
150ミリメートル	6,000,000円
200ミリメートル	9,000,000円

2 前項の加入分担金は、工事の申込みの際に徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、工事の申込み後に徴収することができる。

(材料の検査)

第12条 工事に使用する材料は、あらかじめ町長の定める検査を受けなければならない。

(工事の費用負担)

第13条 給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、町長が町の費用で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。

第14条及び第15条 削除

(給水装置の変更)

第16条 配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても町が施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、メーターにより計算する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は町が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、町が設置して給水装置の使用者、所有者又は総代人（以下この条において「保管者」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した場合は、町長が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第20条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始又は中止するとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 消防演習に使用するとき。
- (4) 臨時用に使用するとき。

第21条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに町長に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し引続いて使用するとき。
- (2) 給水装置の用途に変更があったとき。
- (3) 総代人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
- (4) 給水装置の所有権の変更があったとき。
- (5) 消火に使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習用に使用するとき、町の立会いを要する。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 給水装置の機能又は水質について、使用者又は所有者から検査の請求があったときは、町がこれを行い検査の結果を使用者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は、給水装置の使用者又は総代人から徴収する。

(料金)

第25条 専用給水装置に係る1月当たりの料金は、第1号の表に基づき算出した用途別料金の額に第2号の表に基づき算出したメーター使用料金の額を加えた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 用途別料金

用途		基本料金	従量料金（使用水量1立方メートルにつき）
一般 用	家事用	700円	10立方メートルまで 110円
			10立方メートルを超え30立方メートルまで 220円
			30立方メートルを超えるもの 260円
	医院用	2,500円	10立方メートルを超え30立方メートルまで 270円
			30立方メートルを超えるもの 320円
	官公庁 用	3,800円	20立方メートルを超え30立方メートルまで 220円
30立方メートルを超えるもの 260円			
営業用		3,700円	15立方メートルを超え30立方メートルまで 310円
			30立方メートルを超えるもの 340円
臨時用		4,300円	10立方メートルを超えるもの 650円

備考 基本料金は、水道の使用の有無にかかわらず算定する。

(2) メーター使用料金

メーターの口径	使用料金
13ミリメートル以下	80円
20ミリメートル以下	150円
25ミリメートル以下	160円
30ミリメートル以下	280円
40ミリメートル以下	300円
50ミリメートル以下	1,150円
75ミリメートル以下	1,500円
100ミリメートル以下	2,100円
150ミリメートル以下	2,500円
200ミリメートル以下	3,100円

(料金の算定)

第26条 料金は、別に定める定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。た

だし、やむを得ない事情があるときは、町長はこれを変更することができる。

(水量の認定)

第27条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用水量又はその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) その他使用水量が不明のとき。

第28条 削除

(中途使用等の場合の料金)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止した料金は、1月分として算定する。

2 月の中途において用途の変更があった場合の料金又は口径に変更があった場合のメーター使用料は、その使用日数の多い用途の料率又は口径の使用料を適用して算出する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の料率又は使用料を適用する。

(料金の前納)

第30条 臨時給水その他の理由により町長が必要であると認めたときは、給水装置の使用申込みの際、町長が定める概算料金を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用中止の届出があったとき精算する。ただし、届出のない場合は、町長が使用中止の状態にあると認めたときにこれを精算する。

(用途その他の認定)

第31条 用途その他算定基準の届出が事実と相違するときは、町長がこれを認定する。

(料金の徴収方法)

第32条 料金は、納額告知書又は口座振替等により毎月徴収する。ただし、町長が必要があると認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第33条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込みの際これを徴収する。

(1) 材料の検査をするとき

種別\口径	25ミリ以下	25ミリ以上	50ミリ以上	75ミリ以上
		50ミリ以下	75ミリ以下	
給水管 1メートルにつき (金属製品)	10円	30円	70円	130円
給水管 1メートルにつき (非金属製品)	5円	20円	60円	100円
異形管 1メートルにつき (金属製品)	10円	30円	100円	150円
異形管 1メートルにつき	5円	20円	80円	110円

つき (非金属製品)				
水栓, 弁類, 消火栓 1 コにつき	20円	40円	80円	150円
その他, 1本又は1コ につき	50円			

特別な検査を行うときは, その実費を徴収することができる。

(2) 工事の設計審査をするとき 1件につき 200円

(3) 工事検査をするとき

工事費精算額 (手数料を除く。)	1件につき
10,000円未満の工事	300円
10,000円以上30,000円未満の工事	400円
30,000円以上50,000円未満の工事	500円
50,000円以上100,000円未満の工事	700円
100,000円以上の工事	1,000円

(4) 消防演習の立会いをするとき 1回につき 500円

ただし, 日曜, 祭日及び時間外の場合は, その5割増とする。

(5) 道路掘削申請をするとき 1件につき 2,000円

2 指定給水装置工事事業者申請手数料及び指定給水装置工事事業者更新申請手数料は, 2,000円とする。

3 前項の手数料は, 特別の理由がない限り還付しない。

(料金, 手数料等の軽減又は免除)

第34条 町長は, 公益上その他特別の理由があると認めるときは, この条例によって納付しなければならない料金, 手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 取締

(給水装置の検査及び費用負担)

第35条 町長は, 管理上必要があると認めるときは, 給水装置を検査し, 水道使用者等に対して適当な措置をさせることができる。

2 前項の場合に要する費用は, 措置をさせられた者の負担とする。

(給水の停止)

第36条 町長は, 水道使用者が次の各号のいずれかに該当するときは, 当該各号に定める事由が消滅するまでの間, 給水を停止することができる。

(1) 第11条の2の加入分担金, 第13条の工事費, 第25条の料金又は第33条の手数料を町長が別に定める納期限までに納入しないとき。

(2) 阿見町水道給水装置工事資金貸付基金条例(平成24年阿見町条例第24号)第5条に定める貸付金を町長が別に定める納期限までに償還しないとき。

(3) 正当な理由なしに第26条の使用水量の計量又は前条第1項の検査を拒み, 又は妨げたとき。

(4) 第10条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、又は修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）をしたとき。

(5) 第8条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠り、又は給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用して、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(6) 前各号に掲げるときのほか、町長が管理上必要があると認めたとき。

(過料)

第37条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

(2) 正当な理由なしに第18条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計算、第35条第1項の検査又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第10条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）、又は撤去をした者

(4) 第8条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠り、又は給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用して、水を汚染した者

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 町長は、詐欺その他不正の行為によって、第25条の料金又は第33条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(給水管の切断)

第39条 町長は次の各号のいずれかに該当する場合において、管理上必要があると認めたときは、給水管を切断することができる。

(1) 給水装置の所有者の所在が60日以上不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めたとき。

第40条 削除

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第41条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 布設工事監督者及び水道技術管理者

(布設工事監督者を配置する工事)

第43条 法第12条第1項の規定による条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第44条 法第12条第2項の規定による条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程若しくは学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 阿見町水道事業において、5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第45条 法第19条第3項の規定による条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者に必要な資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、

- 医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程の修了者を含む。）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者

第8章 補則

(委任)

第46条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月12日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月18日条例第8号）

この条例は公布の日から施行し、昭和49年7月1日より適用する。ただし、阿見町水道事業給水条例中第25条第3号の規定は、既設（昭和49年6月30日以前）のものに適用し、同条第4号の規定は、新設（昭和49年7月1日以後）のものより適用する。

附 則（昭和51年3月18日条例第4号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年11月21日条例第15号）

この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年10月13日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年5月1日から適用する。

附 則（昭和57年2月19日条例第1号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月23日条例第8号）

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第16号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に平成元年4月1日（以下「施行日」という。）前から継続している給水で、施行日から平成元年4月30日までの間に支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月27日条例第8号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の阿見町水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月16日条例第22号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月26日条例第17号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第27号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第49号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（料金の区分及び消費税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の第25条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものの当該確定した料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成26年3月26日条例第7号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の阿見町水道事業給水条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下

「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成30年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の阿見町水道事業給水条例第44条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則 (令和元年9月26日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第1条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。

4 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則 (令和元年12月18日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。